
プロジェクト リース

項目 第 97 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 97 回リース会計専門委員会（2021 年 2 月 2 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

改正リース会計基準の単体財務諸表における取扱いについて

（国際的な比較可能性について聞かれた意見）

2. 財務諸表の利用者が、国際的に企業間を比較、分析する際には、特に M&A の分析においては、連結財務諸表のみならず、単体財務諸表も用いているため、連結財務諸表と単体財務諸表で取扱いが異なると、当該比較、分析に支障が生じる懸念がある。

（関連諸法規等との利害調整について聞かれた意見）

3. 現在の IFRS 第 16 号に整合性を図る事務局提案の方向性を踏まえると、関連諸法規との利害調整において問題が生じると考える。
4. すべてのリースについて資産及び負債を認識すると、負債総額が 200 億円以上となり、新たに会社法上の大会社等に該当し、会計監査人監査の対象となる会社が増加する可能性があることについても関係しうのではないかと。
5. 連結財務諸表と単体財務諸表に異なる会計処理が用いられたものとして、包括利益の表示と退職給付会計における未認識項目に関する取扱いが挙げられているが、段階取得に係る差益の取扱いも含まれるのではないかと。
6. 財務諸表作成者のコストの点で、単体財務諸表においてリース会計基準を改正するのであれば、会計処理と税務処理が一致するよう税法の改正を、税務当局に主張すべきである。
7. 税法との調整を図る上では、使用権資産の税務上の取扱いを整理する必要があるものとする。その際には、使用権資産の法解釈を検討する必要があり、使用権資産が借手の資産であるかどうかに着目した判例があれば、それを分析することがその整理に資するのではないかと。
8. ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類を含め、リースに関連す

る税法上の諸規定は、法人税法のみならず、消費税法、租税特別措置法、地方税法等に組み込まれており影響が大きい。

9. IFRS を任意適用しているが、オペレーティング・リースについて、資産及び負債を連結調整でオンバランスする際の税金費用に係る会計処理は、当該資産及び負債に係る一時差異に繰延税金資産又は繰延税金負債を計上するのみであり、さほど煩雑さを感じていない。
10. 国際的な会計基準においてすべてのリースに借手が資産及び負債を計上する論理と、我が国の賃貸借に関する法律との整合性について、整理する必要がある。
11. 民法上、使用権が物権そのものかどうかという議論や、リースの資産計上の論理と民法との整合性を図るという議論は、あまり意味を持たないのではないか。
12. 借手の会計処理として、単一の会計モデルが採用された場合に、設備投資をどのように集計するかが問題になるのではないか。

(中小規模の企業における適用上のコストについて聞かれた意見)

13. 改正リース会計基準の適用を求められる範囲が、非上場企業や計算書類のみを作成する会社法上の大会社等にまで及ぶことについて、その必要性の観点から十分に議論すべきである。

(複数の会計基準を設けることの是非について聞かれた意見)

14. 包括利益の表示や退職給付会計における未認識項目に関する取扱いと違い、リースは日々の取引であり、連結財務諸表と単体財務諸表で異なる取扱いとした場合に、連結財務諸表を作成する際の連結調整に係るコストが膨大になることや、連結調整を誤るリスクが生じることについて懸念する。

(その他)

15. 別紙1のリース事業協会のアンケート結果について、2019年時点では、調査調査を行った結果を踏まえて、改正する場合は、連結のみ強制適用とし、個別については任意適用が有効というコメントをした。しかし、現状のIFRS第16号と整合性を図る事務局提案の方向性を踏まえると、リース事業協会としては、対象企業を有価証券報告書提出企業のための連結財務諸表についてのみ限定することを提案したい。

オブザーバーから聞かれた意見

16. 現行の税法や民法等を踏まえ、リース会計基準を改正することによって、どのよう

審議事項(3)-4

な便益があるのか、コストを負担する関係者にわかりやすく説明する必要がある。

以 上